

秋田県条例第二十一号

秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例（平成十三年秋田県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県第一種フロン類充填回収業者登録等手数料徴収条例

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

第二条各号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。